

【令和元年度川崎市政策・調整会議】

件名：「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画）の策定について

日時：令和2年1月28日（火） 10：47～10：55

場所：第3庁舎18階 大会議室

●付議理由

子ども・子育て支援法第61条の規定により、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の第6章に定める「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み及び確保方策を設定し、令和2年度から6年度までの5か年を計画期間とする「川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定することにより、子ども・子育て支援を推進するため。

●付議概要

「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版（川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画）の策定について

<計画案からの主な変更点>

案に対して、次の内容を修正・追記を行う。

- ・「教育・保育の量の見込みと確保方策」の全市域・各区の確保方策内訳を追記、一部数字の修正
- ・認定こども園の目標設置数及び設置時期において令和2年度以降の認定こども園設置数を追記
- ・認可保育所等の受入枠の拡大において2年度以降の保育所等の定員枠拡大目標値及び受入枠拡大の整備の一覧に具体的な保育所等を追記

<パブリックコメントの実施結果>

1 意見募集の概要

実施期間 令和元年11月27日（水）～令和元年12月26日（木）

意見提出数 6通12件

2 主な意見

認可保育所の整備、病児・病後児保育、妊婦健診などの取組について、今後の取組の充実などを求める意見・要望があった。

3 本市の対応

意見の趣旨が概ね案に沿ったものであることから、教育・保育の確保方策について、施設や事業の内訳を精査した内容等を計画に追記・修正を行った上で計画を策定する。

●主な意見等

待機児童対策については、保育士の確保と保育所整備用地の確保に努めるとともに、幼稚

園の活用など、適切に対応する。

●結論

案のとおり了承。